第二十二条の六十一に次の一項を加える。

4　施行令第三十九条の九十第九項に規定する常時使用する従業員には、第二十一条の十八第五項各号に掲げる者を含まないものとする。

第二十二条の六十一の四中「定める書類は、同条第三項第二号に規定する飲食その他これに類する行為のために要する費用」を「定めるところにより明らかにされているものは、同項に規定する飲食費（以下この条において「飲食費」という。）であることにつき法人税法施行規則第八条の三の十の規定により保存される同条第一項に規定する帳簿書類に第二十一条の十八の四各号に掲げる事項（同条第三号に掲げる事項を除く。）が記載されているものとし、法第六十八条の六十六第六項に規定する財務省令で定める書類は、同条第四項第二号に掲げる費用に係る飲食費」に改める。

第二十二条の六十二第一項中「法人税法第百五十一条第一項に規定する法人税申告書（修正申告書を除く。第四項において「法人税申告書」という。）」を「連結確定申告書等」に改め、同条第四項第二号中「の法人税申告書（」を「の連結確定申告書等（」に、「法人税申告書を含む。）に添付している」を「確定申告書等を含む。）に添付している」に改め、同号ハ中「法人税申告書」を「法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書」に改める。

第二十二条の六十三中「法人税法第百五十一条第一項に規定する法人税申告書（修正申告書を除く。）」を「連結確定申告書等」に改める。

第二十二条の六十九第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項第一号中「買換資産が施行令第三十九条の百六第八項」を「買換資産（施行令第三十九条の百六第八項に規定する買換資産をいう。次号及び第三号において同じ。）」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第六項」を「第五項」に改め、「（第八号に掲げる資産が同号ロに掲げる場合に該当するときは当該書類及び総務大臣の当該資産の所在地が施行令第三十九条の七第五項に規定する人口集中地区の区域内である旨を証する書類とし、当該資産の所在地が既成市街地等（表の第一号の上欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項及び次項第三号において同じ。）以外の地域内で、かつ、その全域が都市計画区域（都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域をいう。第八号において同じ。）となつている市の区域内であるときは当該総務大臣の証する書類とする。）」を削り、同項第一号中「表の」を「法第六十八条の七十八第一項の表（以下この条において「表」という。）の」に、「以下この項及び次項第三号」を「次号及び次項」に改め、「既成市街地等」の下に「（同欄に規定する既成市街地等をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、同項第二号中「（次に掲げる場合に該当するものに限る。）」を削り、「取得をした資産（」の下に「第七項を除き、」を加え、同号イ(1)中「地域及び」を「地域並びに」に、「に規定する特定区域（」を「のイ及びロに掲げる区域（同欄のロに掲げる区域にあつては、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域を除く。」に改め、同号イ(2)中「表の第一号の下欄に規定する」を「都市計画法第七条第一項の」に改め、「この項」の下に「及び次項第一号」を加え、同項第四号を次のように改める。

四　表の第四号の上欄に掲げる資産　当該譲渡資産の所在地が法第六十五条の七第一項の表の第四号の上欄に規定する過疎地域以外の地域内であること。

第二十二条の六十九第四項第五号から第七号までを削り、同項第八号中「第六号の上欄」を「第四号の下欄」に、「次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ譲渡資産」を「当該買換資産」に、「次に定める地域」を「法第六十五条の七第一項の表の第四号の上欄に規定する過疎地域」に改め、同号イ及びロを削り、同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

六　表の第五号の上欄に掲げる資産　当該譲渡資産の所在地が法第六十五条の七第一項の表の第五号の上欄に規定する都市機能誘導区域以外の地域内であること。

第二十二条の六十九第四項を同条第三項とし、同条第五項中「資産が表の」の下に「第二号の下欄」を加え、「第六号の下欄、第七号、第八号」を「第五号の下欄、第六号から第八号まで」に、「、当該各号」を「当該各号」に改め、同項第八号を同項第十一号とし、同項第七号中「防災再開発促進地区」を「危険密集市街地」に改め、同号を同項第十号とし、同項第六号中「第三十九条の七第七項」を「第三十九条の七第六項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第五号を削り、同項第四号中「写し及び」を「写し、」に、「の土地等」を「の当該譲渡資産である土地等」に改め、「実施区域外である旨」の下に「及び当該土地等の所在地が同欄の農用地区域内である旨」を加え、「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類」を「当該土地等に係る権利の移転につき同欄の農用地利用集積計画の公告をした者の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類又は当該権利の移転に係る登記事項証明書（当該権利の移転が当該公告によるものであることを明らかにする表示のあるものに限る。）」に改め、同号イからハまでを削り、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　表の第七号の下欄に掲げる資産　当該買換資産である土地等の所在地を管轄する市町村長の当該土地等が同欄の農用地区域内にある旨を証する書類、当該土地等に係る権利の移転につき同欄の農用地利用集積計画の公告をした者の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類又は当該権利の移転に係る登記事項証明書（当該権利の移転が当該公告によるものであることを明らかにする表示のあるものに限る。）並びに当該土地等の所在する地域内の農業委員会の当該土地等の面積が同号の上欄に掲げる土地等に係る面積を超えるもの又は当該買換資産である土地等が当該連結親法人若しくはその連結子法人が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接するものである旨を証する書類（農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項の特定農業法人に該当する当該連結親法人又はその連結子法人が取得をした土地等にあつては、これらの書類及び市町村長の当該土地等の所在地が同欄に規定する農用地利用改善事業の実施区域内である旨を証する書類）

第二十二条の六十九第五項第三号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の三号を加える。

四　表の第五号の下欄に掲げる資産　国土交通大臣の当該買換資産の所在地が法第六十五条の七第一項の表の第五号の下欄の都市機能誘導区域内である旨及び当該買換資産が同欄に規定する認定誘導事業計画に記載された同欄に規定する誘導施設において行われる事業の用に供されるものに該当する旨を証する書類

五　表の第六号の上欄に掲げる資産　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　当該譲渡資産の所在地が三鷹市等の区域内の既成市街地等内である場合　当該譲渡資産の所在地を管轄する市長の当該譲渡資産の所在地が既成市街地等内である旨を証する書類

ロ　当該譲渡資産の所在地が都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域（以下この号において「都市計画区域」という。）内である場合（当該譲渡資産の所在地が既成市街地等内である場合及びハに掲げる場合を除く。）　当該譲渡資産の所在地を管轄する市町村長の当該譲渡資産の所在地が都市計画区域内である旨を証する書類及び総務大臣の当該譲渡資産の所在地が施行令第三十九条の七第五項に規定する人口集中地区（ハ及び次号において「人口集中地区」という。）の区域内である旨を証する書類

ハ　当該譲渡資産の所在地が既成市街地等以外の地域内で、かつ、その全域が都市計画区域となつている市の区域内である場合　総務大臣の当該譲渡資産の所在地が人口集中地区の区域内である旨を証する書類

六　表の第六号の下欄に掲げる資産　当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業（都市再開発法による市街地再開発事業をいう。）の施行地域内である旨を証する書類（当該買換資産の所在地が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内であり、かつ、当該市街地再開発事業（都市再開発法による第一種市街地再開発事業に限る。）の施行者が都市再開発法第七条の十五第二項に規定する個人施行者、同法第八条第一項に規定する組合又は同法第五十条の二第三項に規定する再開発会社である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業の施行地域内である旨を証する書類）及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域内の既成市街地等内である場合　当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が既成市街地等内である旨を証する書類

ロ　当該買換資産の所在地が人口集中地区の区域内である場合　総務大臣の当該買換資産の所在地が人口集中地区の区域内である旨を証する書類